

議案第67号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年12月12日提出

日野町長 景山 享弘

日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

これまで、保険給付としての出産育児一時金の額は、出産費用の状況等を踏まえて改定されてきたところである。現在は、産科医療補償制度に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として加算し、総額で42万円としている。

このたび、産科医療補償制度の見直し（平成27年1月施行予定）により、掛金が「30,000円」から「16,000円」に引き下げられることとなったが、出産育児一時金の総額については、平均的な出産費用が増加していること等を総合的に考慮し、出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が厚生労働省社会保障審議会医療保険部会で決定され、国において関係政令の改正が行われた。

これを踏まえ、日野町国民健康保険条例の出産育児一時金に係る所要の改正を行うものである。

2 改正内容

「39万円」を「404,000円」に改める。（第6条）

3 附則規程

（施行期日）

平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

施行日前に出産した被保険者に係る日野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和45年4月1日日野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規程で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規程で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る日野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。